

北九州市監査公表第17号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局
上下水道局
- 3 監査の期間
令和4年5月13日から令和4年12月15日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年2月8日（令和5年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (東部工事事務所水道課) [60] 紫川水管橋(φ1000)他 外面更生工事</p> <p>本工事は、小倉南区蒲生一丁目地内 ほかにおいて、水管橋の外面更生(塗 装塗替え)を行うものである。</p> <p>水道工事においては、水道工事に係 る積算基準書(以下「水道積算基準」 という。)に基づいて、諸経費率を算 出し、工事費の積算を行っている。</p> <p>本工事は、施工地域が総務省統計局 国勢調査による人口集中地区(D I D 地区)であるにもかかわらず、施工地 域区分を「大都市」とせず諸経費率 を算定し、不適切な積算となっていた 。</p> <p>工事費の積算にあたっては、水道積 算基準を遵守し適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、人口集中地区による 諸経費率の算定方法を正確に理解して いなかったこと及び工事起工時のチェ ックが不足していたことが原因である 。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないよう に、工事起工時に作成する設計審査表 において、①選択した施工地域区分の 記載、②国土地理院地図(人口集中地 区)の添付を追加した。</p> <p>また、課内の職員に対しては、令和 4年12月28日の事務改善会議にて 、指摘内容を踏まえた研修を行い、再 発防止の周知・徹底を図った。</p> <p>さらに、令和4年12月6日、水道 部設計課より水道部門の設計担当課に 対し、工事起工時の審査項目の追加に ついて通知を行った。</p>

注・・・[]内の数字は、令和5年監査公表第1号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事費の積算について</u> (東部工事事務所下水道課)</p> <p>[6 2] 蒲生四丁目地内管渠築造工事 本工事は、小倉南区蒲生において、 下水道未普及地域を解消するため、下 水道管を布設するものである。</p> <p>下水道工事においては、下水道管渠 積算指針（以下「下水道積算基準」と いう。）に基づいて諸経費率を算出し 、工事費の積算を行っている。</p> <p>本工事は、施工地域が総務省統計局 国勢調査による人口集中地区（D I D 地区）の外であるにもかかわらず、「 市街地」として諸経費率を算定し、不 適切な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算にあたっては、下水道 積算基準を遵守し適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、工事施工地域におけ る人口集中地区の確認方法を正確に理 解していなかったこと及び工事起工時 のチェックが不足していたことが原因 である。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないよう に、工事起工時に作成する設計審査表 において、①選択した施工地域区分の 記載、②国土地理院地図（人口集中地 区）の添付を追加した。</p> <p>また、課内の職員に対しては、令和 5年2月22日の事務改善会議にて、 指摘内容を踏まえた研修を行い、再発 防止の周知・徹底を図った。</p> <p>さらに、令和5年2月24日、下水 道部下水道整備課より下水道部門の設 計担当課に対し、工事起工時の審査項 目の追加について通知を行った。</p>

注・・・[]内の数字は、令和5年監査公表第1号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す